

青 畜 第 1 4 4 号
令 和 6 年 6 月 3 日

公益社団法人 青森県獣医師会会長理事 殿

青森県農林水産部畜産課長
(公 印 省 略)

豚熱の発生予防及びまん延防止対策の徹底について

このことについて、農林水産省消費・安全局動物衛生課長から別添のとおり通知があったのでお知らせします。

ついては、貴会員等に対して、周知をお願いいたします。

記

・通知の内容

豚熱については、令和6年5月26日に栃木県の養豚場で、同月28日に岩手県の養豚場で、相次いで発生が確認された。

両事例には今のところ疫学的関連性は確認されていないものの、現在、野生イノシシの活動が活発化する時期となっており、これによる豚熱ウイルスの拡散が懸念されている。近隣で野生イノシシの感染が確認されていない地域であっても、農場における飼養衛生管理の徹底及び適切なワクチン接種により、その発生防止を図ることが何よりも重要であることを踏まえ、豚等飼養農場、獣医師をはじめとする養豚関係者に対して、下記の点について指導し、改めて本病の警戒を促すこと。

- (1) 人、車両、物等の農場への出入り時の消毒や野生動物の侵入防止対策の実施など、豚等飼養農場におけるウイルス侵入防止対策について再点検するとともに、その強化を徹底すること
- (2) 豚熱ワクチンについては、ワクチンのみで豚熱の感染を防ぐことはできないことを十分に認識し、適切な飼養管理を徹底した上で、適時・適切な接種を行うこと。
- (3) 家畜保健衛生所への通報の遅れは他の農場へのまん延リスクを高めることになることを改めて認識し、豚等の所有者及び飼養衛生管理者、管理獣医師等は、日頃から飼養豚群の健康状態を的確に把握し、豚熱等の特定症状を認めた場合における速やかな家畜保健衛生所への連絡を徹底すること。

特に、一般的な慢性疾病を疑って連絡が遅れる事例がみられていることから、飼養豚群において通常と異なる死亡の増加又は継続等の状況を認めた場合には、一般的な慢性疾病を疑う場合であっても、まずは豚熱及びアフリカ豚熱の可能性を疑い、家畜保健衛生所に相談すること。

担当：青森県農林水産部畜産課
衛生・安全グループ 齋藤
TEL 017-734-9498
FAX 017-734-8144
Mail suguru_saito@pref.aomori.lg.jp